

八王子市妊婦健康診査費用助成制度 のお知らせ

里帰り等で都外医療機関および委託助産所以外で受診した妊婦健康診査費用を助成します。

妊婦健康診査受診票は都内に住民登録のある方が、都内の医療機関・委託助産所を受診した場合に限り利用できます。そのため、受診票が利用できない都外の医療機関又は委託助産所以外の助産所を利用した妊婦さんに健診費用の一部を助成する制度です。

【ご注意】受診票を提出せず、都内医療機関又は委託助産所で受診した場合、この制度はご利用いただけません。

【対象者】

次の要件のいずれも満たすもの

- 妊婦健康診査の受診日において八王子市内に住民登録があること。
(ただし、妊娠中に市外へ転出された方は、別途お問合せください。)
- 都外の医療機関又は委託助産所以外の助産所において、妊婦健康診査を自己負担で受診していること。
(ただし、日本国内の医療機関に限ります。)

【申請期間】

- 出産日(健康診査受診後の流産及び死産を含む。)から起算して1年以内(満1歳の誕生日前日まで)に、交付申請を提出していること。(妊娠中は申請できません。)
- * ただし、八王子市から転出された方は出産前でも申請できますので、下記保健福祉センターへお問い合わせください。

【申請書類】

- 未使用の妊婦健康診査受診票(超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を含む)
- 母子健康手帳(領収書の日付と健診月日を確認し、写しを頂きます。)
- 都外医療機関若しくは助産所が発行した妊婦健診受診の領収書(写しを頂き、原本裏面に助成額を記載のうえ返却いたします。)
- 金融機関の預金通帳(助成金は預金口座へ入金いたしますので、確認のため持参してください。)
- 印鑑【浸透印(スタンプ印)は使用できません。朱肉をつけて押印するハンコをご持参ください。】

受診日 受診票	受診日(平成29年度)	受診日(平成30年度)	受診日(平成31年度)
	助成額	助成額	助成額
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年(2019年)4月1日から 令和2年(2020年)3月31日まで
妊婦健康診査(青色) (1回目)	上限 9,680 円 (以下の場合は実費額)	上限 10,850 円 (以下の場合は実費額)	上限 10,850 円 (以下の場合は実費額)
妊婦健康診査(黄色) (2回目～14回目)	各上限 5,160 円 (以下の場合は実費額)	各上限 5,070 円 (以下の場合は実費額)	各上限 5,070 円 (以下の場合は実費額)
子宮頸がん検診(桃色)※1 (1回のみ)	上限 3,400 円 (以下の場合は実費額)	上限 3,400 円 (以下の場合は実費額)	上限 3,400 円 (以下の場合は実費額)
超音波検査(白色)※2 (1回のみ)	上限 5,300 円 (以下の場合は実費額)	上限 5,300 円 (以下の場合は実費額)	上限 5,300 円 (以下の場合は実費額)

※1 原則青色の受診票と合わせて1回のみご利用できます。

※2 医師と相談の上、受診券と一緒にご利用ください。

※3 令和元年(2019年)10月以降、消費税増税の影響により単価が変更になる場合があります。

* 助産所で生じた自己負担のうち、1回目受診票、超音波受診票及び、子宮頸がん受診票は助成の対象となりません。

【申請場所及びお問い合わせ】

* 申請場所は、以下の各保健福祉センター窓口のみとなります。

大横保健福祉センター 電話 042-625-9128 大横町 11-35
 東浅川保健福祉センター 電話 042-667-1331 東浅川町 551-1 (毎月第2月曜日は休館日です)
 南大沢保健福祉センター 電話 042-679-2205 南大沢 2-27 フレスコ南大沢公共施設棟 1階
 申請時間：月～金曜日 9:00～17:00 (休館日・土・日・祝日及び年末年始はお取り扱いできません。)

* 各保健福祉センターにより休館日が異なりますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

* 郵送申請および市民課・市民部各事務所窓口での申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

表面「妊婦健康診査を受けましょう」も御覧ください。